

中小企業の皆様へ



経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry



中小・小規模企業の 資金繰りを支援します！

— 2009年12月15日 条件変更対応保証制度 開始！ —

●これまで公的金融とお取引のない方でも、信用保証協会による返済負担軽減支援を受けられるようになります。

<制度概要>

- (1)保証割合 40%
- (2)保証期間 延長含め、最長3年
- (3)保証料 2.20%
- (4)保証限度額 2億8000万円(8000万円超の無担保保証も相談可)
- (5)ご利用に際しては、金融機関とともに、経営改善計画・返済計画を立てていただくことになります。

本制度は、原則として(注1)、公的金融(日本公庫、商工中金、信用保証協会)を現在利用されていない中小企業者の方々が対象です。具体的にどのようなケースで利用できるのか、他の制度は利用できないのか等、ご不明な点があれば、保証協会や経済産業局・中小企業庁までお問い合わせ下さい。

(注1)公的金融の利用が一時的なものや少額にとどまるものなど、実質的に公的金融を利用していないと同様と認められる場合を含むことを指します。

(注2)本制度を利用される場合には、平成23年3月31日までにお手続きいただく必要があるのでご注意ください。

お問い合わせ先

中小企業庁 金融課 TEL 03-3501-6280(直)

北海道経済産業局 産業部中小企業課

TEL 011-709-1783(直)

関東経済産業局 産業部中小企業金融課

TEL 048-600-0425(直)

近畿経済産業局 産業部中小企業課

TEL 06-6966-6024(直)

四国経済産業局 産業部中小企業課

TEL 087-811-8529(直)

沖縄総合事務局 経済産業部中小企業課

TEL 098-866-1755(直)

最寄の信用保証協会 (参考: <http://www.zenshinhoren.or.jp/others/nearest.html>)

最新の情報は

中小企業庁ホームページ
<http://chusho.meti.go.jp/>

モバイル中小企業庁 からご覧になれます!

<http://chusho.mjmk.jp> QRコードからもアクセスできます!→



※融資・保証については、保証協会又は金融機関などによる審査の結果、ご希望に添いかねる場合があります。あらかじめご了承ください。

直嶋経済産業大臣談話
～中小企業金融円滑化法の成立を受けて～

平成21年11月30日

本日、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」（いわゆる「中小企業金融円滑化法」）が成立いたしました。

この法律の成立を機に、民間金融機関が、貸出条件の変更に、従来にまして積極的に取り組まれ、厳しい経済環境の中で、依然として資金繰りが厳しい中小企業の返済負担が少しでも軽減されることを期待いたします。

経済産業省は、既に、緊急保証の対象業種を793に拡大するなど、先に発表した「中小企業向け年末対策」を着実に進めてきております。今回の法律成立を受けて新設する「条件変更対応保証制度」についても、法律の施行に伴い、中小企業庁や全国の地方経済産業局において、制度に関するお問い合わせに応じる体制を整えるとともに、各地の信用保証協会の窓口において事前相談を開始いたします。また、並行して各信用保証協会と全金融機関との約定締結やデータ・システムの変更など、手続きを速やかに進め、12月15日より制度を開始します。

年末を控えて、中小企業の経営者と従業員の方々が安心して年を越せるよう、全力で取り組みます。

追加情報

中小企業の資金繰り対策関係

中小企業資金繰り対策のうち、

①「緊急保証の指定業種の見直し」、②「中小企業向け危機対応業務の運用の見直し」につきましては、11月27日（金）付けで見直し内容の詳細を中小企業庁HPに公表しております。

詳細につきましては、下記のURLよりご確認ください。

①「緊急保証の指定業種の見直し」

URL：<http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2009/091127ShiteiMinaoshi.htm>

②「中小企業向け危機対応業務の運用の見直し」

URL：<http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2009/091127KikiMinaoshi.htm>